破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２６７号

群馬県富岡市一ノ宮538番地３　桑の実ハイツＢ－５

債務者　土屋　智弘

1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮森　惣平
4　破産債権の届出期間　平成22年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第８３１号

神奈川県秦野市名古木55番地

債務者　須山　明彦

1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木下美帆
4　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８４６号

神奈川県小田原市東町１丁目23番17号

債務者　宮田　マン

1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　剱持　京助
4　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１７６４号

宮城県柴田郡大河原町字新青川８番地10

債務者　川村　忠男

1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
4　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月２日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２０号

福岡市西区拾六町５丁目１番17―301号

債務者　林　みどり

1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐田　靖
4　破産債権の届出期間　平成22年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６８８号

福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目20番１―208号

債務者　吉浦　昌孝

1　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲木　真哉
4　破産債権の届出期間　平成22年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月８日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７７３号

福岡県筑紫野市常松380―１すばる参番館201号

債務者　中島　朋彦

1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加茂　雅也
4　破産債権の届出期間　平成22年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部